

平成31年度 第2回特別職報酬等審議会（会議要録）

1. 日 時 令和元年10月31日（木） 午後6時57分～8時50分

2. 場 所 中野区役所4階 庁議室

3. 出席者(9名)

(1) 委員（五十音順：敬称略）

石川 宏 稲尾 公貴 櫛田 正昭 櫻井 英一 杉山 直道
袖澗 悟 林 香江 福原 紀彦 星野 新一

(2) 招聘

入野教育長、高橋常勤監査委員、小塚区議会事務局次長

(3) 事務局

海老沢総務部長、石濱総務課長、事務局職員

4. 議 題

(1) 教育委員会の活動状況等について

(2) 監査委員の活動状況等について

(3) 中野区議会の活動状況等について

(4) 配付資料の説明等について

(5) 議員報酬及び区長等の給料の適否について（審議）

(1) 教育委員会の活動状況等について

会 長

それでは、今年度第2回中野区特別職報酬等審議会を開催させていただきます。お手元の次第に従いまして審議会を進行いたします。

早速でございますけれども、本日は入野教育長にご出席をいただきました。審議会で教育長の給料について審議を行うに当たりまして、教育長ご自身から現在の教育委員会の活動状況等についてお話をいただいた後、意見交換を行いたいと存じます。

時間の配分でございますけれども、この後にも常勤監査委員、区議会事務局次長にもお出でいただくということもございますので、入野教育長を囲んでの意見交換は20分程度ということに限りさせていただきます。第1回に配付しております資料をご覧いただきながら、お話を伺いし、またご質問もいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

入野教育長

ご紹介いただきました教育長の入野でございます。お手元の資料に沿ってご説明させていただきます。

～平成31年度 中野区教育委員会の活動状況等の説明～

会 長

ありがとうございます。それでは、委員の皆さん方からご質問いただければと存じますが、早速私から。教育長というお立場をお務めの方々は、全国の各自治体においてそれぞれ議会の承認を得てなされているということですが、入野教育長は、教育長になれるまではどのようなお立場でおられたのか、ご紹介いただけますか。

入野教育長

私は、もともと区立小学校の教員をしておりました。そこから別の自治体でございますが、教育行政の方で指導主事という役割をしておりまして、その後、中野区の指導主事、

それから統括指導主事、指導室長という経験をさせていただきました後、他区の区立小学校の校長、統括校長を経験しまして、教育長に就任したという経緯でございます。

会 長

教育職、また教育行政職を経て、教育長にご就任されたということですね。

石川委員

2点お伺いしたいのですが、まず1点目に法律の絡みのことなのですけれども、1ページ目に学校等の設置、管理及び廃止に関する事、学校等の財産の管理に関する事、教育委員会及び教育機関の職員の任免その他の人事に関する事とありまして、これは責務を伴った権限だと思っておりますけれども、区の教育委員会と都の教育委員会がありますが、その関係について、例えばこのあたりの問題が生じたときに、どういう段取りで行われているのかを知りたいのが1つ。もう1点は、中野区独自の教育委員会事務局と子ども教育部との併存というのですか、そういうシステムがあるようなのですけれども、そういう組織であるがゆえに、他区と違った実質的なメリットについて、具体例があれば教えてください。

入野教育長

1つ目について、都の教育委員会とは別に、特別区教育長会というものがございます。そこで取りまとめた23区の要望等を、都の教育委員会に上げるという形をとっております。例えば生徒、児童の数のことについて国に要望を上げていただきたいというようなことに関しては、特別区教育長会で取りまとめたものを都の教育委員会にお願いをしまして、都道府県の教育委員会として国に要望を上げていただくというような手順になってございます。

2つ目のご質問についてですが、例えば子ども特別支援課という部署では、特別な配慮を要するお子様の教育とか支援に関する業務を行っていますが、子ども教育部と併設されていることで、学齢期の子どもたちだけではなく、生まれてから保育園、幼稚園の時代から保護者の方と一緒に考えて、さらにその情報も保護者の方の許可を得て、次の段階に伝えていくという、切れ目のない支援ができる体制が、しっかりととられていると思います。0歳から15歳までの子どもたちと、そのご家庭への支援を切れ目なく行うことが出来るというメリットがあります。

石川委員

例えば、学校の先生の転任の場合には、区だけで決められるのか、それとも東京都が関与するのか、そのあたりのところを知りたいのですけれども。

入野教育長

人事のことに関しましては、東京都が法律的にすることになっております。

石川委員

区に上がって東京都に上げるみたいな形なのですか。

入野教育長

そうです。区が取りまとめて東京都に上げるという形です。

榎田委員

今の質問の続きになるかと思いますが、教育委員会と子ども教育部の関係がちょっとまだ明確でないのですけれども、今のお話のように、子ども特別支援課みたいに生まれたときから継続して支援をするというのは分かりますけれども、他のところでは同じようなことをおやりになっているのを、組織としては2つあるということにしているのか、あるいはまたちょっと違う意味があるのか。その違いをもう少し詳しく教えていただければと思います。

入野教育長

例えば区立保育園に関しましては、人事権は区長部局にございますが、教育内容の充実

に關しましては、教育委員会が幼児教育として、あわせて考えていくというように行ってございます。ですので、必要な部分に關しては、情報共有を行ったり連携したりして仕事をしておりますけれども、きちっとした権限については区長部局にあるというところがございます。

海老沢総務部長

組織の話なので、補足させていただければと思います。子ども教育部というのは、子どもの関係を包括した組織になっておりまして、その中で教育行政のところについては、独自性を有する教育委員会が担うという形で、全く違う組織ではなく、同じ人が2つの顔を持っているようなことなのです。

例えば子ども教育部の組織には育成活動推進課というのがありますけれども、教育委員会事務局にはありません。育成活動推進課というのは、主に児童館とか学校教育以外の子どもに関する業務をやっているの、教育委員会には入っていないという形になっています。一方で保育園・幼稚園課で言うと、幼児教育という部分では、教育委員会にかかわるので教育委員会の組織の中にも入っていますが、例えば入園や保育園の措置など福祉的な面については子ども教育部として位置付けられているという形をとっております。

杉山委員

今、学校教育の中でさまざまな問題や課題があると思いますが、そういうことへの対応、あとは学校教育に關して中野区独自の施策みたいなものをされている上でのご苦労があたりかと思うのですが、そのあたりを差し支えない範囲でお話しただければと思うのですが。

入野教育長

中野区の学校教育は、特徴として2つほど挙げられると思っています。1つは、最近、保幼小中の連携、子どもたちの成長を縦で見えていくということが強調されておりますけれども、中野区は昭和30年代から私立幼稚園と区立小学校の連携が既に始まっている区でございまして、そこに公立幼稚園ができたときに公立幼稚園が入り、保育園もそこで一緒になって、保幼小の連携が既にもう数十年にわたって行われているという特徴がございまして、小中の連携に關しましても、かなり前から行われてきていることを踏まえまして、これからのあり方を、今検討しているところでございまして、そのような中野区の良さを、どうこれから生かしていこうかと考えているところでございまして。

もう1つは、学校と地域が非常に近いというふうに私は指導室長の頃から思っております。昔から学校教育に地域の方がかなりお力を貸してくださっているという思いを持っております。そういう意味でも、これからの学校のあり方、それから次の地域を支える子どもたちを、いかに学校教育の中で育てていくかということも、これから私としては課題かなと思っております。横の面と縦の面と両方から、学校教育、子どもの成長を捉えていくということは、大きなこれからの課題かなと思っております。

あわせて、その基盤となります心の教育ということについては、今までも重点を置いてやってきておりますけれども、さらにやっていきたいと思っております。

そういう面では、先ほど言いました保幼小中の連携については、素地ができており、地域の方も学校関係者も当たり前のように受けとめておりますので、それほど苦労があるというふうには思っておりません。それから、地域の方々との連携に關しましては、今、教員の働き方改革というのが、教育委員会の大きな課題の1つになっておりまして、そのこととの関連で、地域の力を借りていくこと、子どもたちが地域に出ていって学習ができた、地域で生き生きと活動ができたというふうな、そういう体制づくりが非常に大きいかと思っております。

会 長

区立小学校の廃止や統合の問題というのは、ご着任の前に大体計画されていたのでしょ

うか。少子化の影響などもありますが、小・中学校の廃止・統合の問題というのは、今どのような議論がされているところなのでしょうか。

入野教育長

今は第2次再編計画を実行に移している段階でございます。中野区は非常に敷地が狭いこともございまして、新校をつくったり、改築をする場合にも区独特のやり方をしております。まず先に1校の方へ統合新校として学校を移しまして、新しい校舎はもう1つあいた方の学校の敷地につくり、その校舎が完成したときに改めて統合新校が移るといような形をとっています。例えばオリンピック・パラリンピックの関係で、資材の調達が難しくなっていて工期が少し延びるなど、色々な課題が出てきているところでございます。

会 長

少子化の傾向というのはいかがでしょうか。

入野教育長

少子化の傾向ですが、中野区は現在、子どもの数は微増となっております。ですから第2次の計画は大分前に出ておりますので、これから先の動向もしっかり捉えて、新しい校舎についてはそれに対応できるような形でつくっていかねばいけないなというふうに思っております。

会 長

あともう1つ、教員の確保とか、教員の質の保証をするための研修というのが、新しい業務としてあるというふうに聞いておりますけれども、その辺のところは中野区としてはいかがですか。

入野教育長

教員の確保自体は、都を通じてということではございますけれども、中野区も他の区市と同じように、非常に教員が若返っておりますので、産休や育休でお休みになる先生も多いのです。そのかわりに入る教員が見つからないというのは、どこの区市も今、同じような状況でございます。区で独自に任期付短時間教員というのを設けておまして、教員採用試験とは違う区の独自採用なのですけれども、その人たちが学校に配置をされておりますので、場合によってはその方たちは教員免許を持っておりますので、そういう方を育休、産休に充てて確保するというようなことも考えてやっております。ただ、どこの区も足りませんので、難しい状況になっております。

会 長

お話いただいた中野区の教育の現状などについて、これからの私どもの審議に十分に参考にさせていただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

入野教育長

ありがとうございました。

(2) 監査委員の活動状況等について

会 長

それでは、続いて常勤監査委員の高橋委員にお出でいただきまして、審議会での審議を行うに当たりまして、常勤監査委員から現在の監査委員の活動状況等についてお話をいただいた後に、意見交換を行いたいというふうに思います。5分ほどお話しただいて、あとはご質問にお答えいただければと思います。よろしくお願ひします。

高橋常勤監査委員

ただいまご紹介いただきました高橋でございます。

では、監査の状況について簡単に説明をさせていただきます。

～監査委員の活動状況の説明～

会 長

ありがとうございました。皆さんからご意見をいただきますが、まず私の方から。行政のOBとしてこの職にお就きになられたということで、独立性や社外性というような点について、ご懸念はないのか。もしあったとしたら、それをどのような形で克服してお務めになっているのか、お答えいただければと思います。

高橋常勤監査委員

まず監査委員というのは実質として合議制ですので、全員の意見をとらなければならないということになっています。監査の構成にあっては、私が行政出身者、それから議会から2名、民間から税理士が1名ということで、さまざまな観点からのご意見をいただけます。私の方は職員とか行政の痛みというのはよく分かっているので、弁護したいなというところもありますが、監査で見つけた誤りについては改めなければいけませんので、それは行政の改善につながるというふうに思っております。

会 長

他の区の監査委員との意見交換とか研修の場というのはおありなのですか。

高橋常勤監査委員

特別区の監査委員協議会という全体会がありまして、そういうところで研修も踏まえて他の監査委員と情報交換をします。また、監査の意見書とか色々な資料は、他区でも出していますので、そういった資料を見たり、または他区の住民監査請求などについて、どういった視点で監査をしているのかというのは常に研究をしながら進めているところです。

会 長

どうもありがとうございます。では、各委員からいかがでしょうか。

袖澗委員

監査を実施されていて、意見などをつけるものは、数としては多く出てきているのでしょうか。

高橋常勤監査委員

財務監査とかになりますと、書類の帳簿や伝票から全部見ますから、そうすると日付がないとか、意思決定について部長が決定すべきものなのに課長になっているといった誤りとか、そういったものは結構な数があります。

袖澗委員

数字的な違いというのはそんなに出てこない。

高橋常勤監査委員

そうですね。数字的なものはあまり多くないです。やはり日付とか意思決定についてが多いです。数字が大きく違って、桁を多く払ったとなどいうのは滅多にないです。

袖澗委員

住民監査請求が弁護士や団体の代表など色々なところから来ると思うのですけれども、向こうの請求どおりになることが多いのでしょうか。

高橋常勤監査委員

住民監査請求は、基本的には財務的なものでなければいけないということが1つあります。また、住民監査請求を受けたときにはまず入り口の段階として要件審査があります。1つの例として、事実があったときから1年以内に監査請求をしなくてはならないという、期間的なものをチェックするという。それから請求で言っている損害があったのか、そういった要件審査をしてから、監査を行うかどうかというところが決まります。

稲尾委員

年間を通して計画が決まっているように、非常にボリュームの多い仕事をされているかと思うのですが、その中で、住民監査請求のような非定例的な業務が入ったときというのは、60日以内にやらなければいけないということですが、その辺は何かご苦勞み

たいなことというのはございますか。

高橋常勤監査委員

要件を審査している時点で、請求を受理しなかったものについても、やはり事実確認や実情はどうなのかという内容はしっかり調べています。そういった面では調査など時間がかかるということ。また、実質審査になると60日以内という制約がありますから、定期監査をやりつつこちらもやらなくてはならないということで、結構タイトです。その内容については、非常に神経を使うことになりまして、限られた時間で4人の委員で合議制をとって、確認をとらなくてはならないので、毎週1回の協議会が2回になったり、3回になったりということもあります。

星野委員

非常勤の監査委員、事務局の職員の方もいらっしゃいますが、特に常勤監査委員としてのご苦労というのはありますか。

高橋常勤監査委員

代表監査委員という立場も兼ねてますと、職員の人事権などがあるということもございますが、一番は、その会議を限られた時間の中でちゃんとした結論に導くためにどういった会議の進め方をすればその時間におさめられるのか、間違いない判断ができるのか。やはり非常勤の監査委員の方ですと週に1回2時間という時間で、バツと出された資料だけでは判断ができませんし、私が一方的に偏った説明をしてしまっただけで、職員が偏った説明をしてしまえば、それは間違った方向になりますので、常にフラットな状態の説明の仕方が必要なのではないか、こういった資料も必要なのではないかというところは、始まる前には相当に目を通してやっています。

常勤だからこそ、職員に色々注文ができて、このシチュエーションにはこれが必要ですよ、こういったことの説明もしてくださいねということが言えるという面もあるかと思えます。もちろん、全部の資料に目を通していますので、そういった面では時間的なものが必要なのかなというふうにも思っております。

星野委員

監査のお仕事を区民に知らせるといのはどのあたりでやっていらっしゃいますか。

高橋常勤監査委員

1つは定例的なもので、これについては毎回決算報告なんかもあわせて出しておりますが、区のホームページとかがありますけれども、行政用語ばかり使って分からないというものではなくやはり分かりやすく、理解していただけるものをつくらなくてはならないというふうには思っています。

星野委員

区民にお知らせをする機会はホームページがメインですか。

高橋常勤監査委員

ホームページがメインです。

会 長

監査委員たる議員の働きというのはどうでしょう。

高橋常勤監査委員

協議会をやっても視点が違います。区民視点が強いんです。我々はこれは政策的にいいだろうというような見方を結構してしまっていますが、区民の視点でどうなのといった視点は非常にいいのかなというふうに思います。

会 長

お二人が就いておられますが、機能をしているという。

高橋常勤監査委員

そうですね。やはり2人いるということで、考え方が違うとかそういったことがありま

すので、そういった面では多面性の確保にも繋がると思っています。

石川委員

議員の方とか、税理士の方というのは、非常勤ということですがけれども任期はあるのですか。

高橋常勤監査委員

任期は4年です。

石川委員

新しい人が来ると大変ということはあるですか。

高橋常勤監査委員

こちらが大変というわけではなくて、新しい人が大変だと思います。もちろん分かりやすいように説明もしていますし、後のフォローとか、始まる前などにも説明をさせていただいているので、しっかりその場で議論をしていただいて、ちゃんとした正確な判断をしていただきたいというふうに思っています。

櫛田委員

協議会は4人必ず出席されているというふうになっていますか。

高橋常勤監査委員

事情があれば4人でなくても開くことは可能ですが、ほとんど全員出席です。

会 長

よろしいでしょうか。それでは、遅くまでありがとうございました。

高橋常勤監査委員

ありがとうございました。

(3) 中野区議会の活動状況等について

会 長

それでは、続いて区議会から小塚区議会事務局次長にお出ましました。では、5分ほど区議会の活動状況等についてお話をいただいた後、委員のご質問、また意見交換をしたいと思います。では、よろしくお願ひします。

小塚区議会事務局次長

ただいまご紹介いただきました区議会事務局次長の小塚と申します。よろしくお願ひいたします。

～令和元年 中野区議会の活動状況等について説明～

会 長

どうもありがとうございました。それではご質問に移りたいと思いますが、今、議会の様子はケーブルテレビ等で、どこまで公開されていますか。

小塚区議会事務局次長

本会議の映像は録画記録という形で流しております。

会 長

本会議は録画ではあるけれども、区民がいつでも見られるような形になっているわけですね。委員会など、その他にはありますか。本会議だけですか。

小塚区議会事務局次長

本会議だけです。

会 長

そのほかに議会のことを区民に色々知らせるというようなご努力とかというような点ではどうでしょうか。

小堺区議会事務局次長

「区議会だより」を各定例会ごとに出しております、本会議もそうですし、この前の決算なども出しています。

会 長

「区議会だより」はどれぐらい出していますか。

小堺区議会事務局次長

定例会の度ですので、年4回です。あとは改選期があったときには臨時号をつくったりしています。

石川委員

今年の4月に改選があったではないですか。それによって専業の方と兼業の方の比率はどうなっているのか教えていただけますか。

小堺区議会事務局次長

専業については、今までも8割くらいありましたが、今回は大体9割くらいが専業です。

石川委員

ほとんど兼業の方が少なくなったという、そういう理解でいいですか。

小堺区議会事務局次長

はい。

会 長

国政の政党図と都市部の自治体の議会の会派がパラレルになってきているような傾向がありますが、中野区もやはりそういう政治状況ですか。

小堺区議会事務局次長

今回の改選で会派構成が少し変わりました、自民党が少し議席を減らして、その分立憲民主党が少し増えているという状況になってございます。

会 長

特に地域政党だとか無所属とかという、そういう数はそんなに多くないのですか。

小堺区議会事務局次長

今回、新たに「育児支援と防災緑地と平らな歩道の中野を創る会」という会派ができています。

会 長

議会では、政治的な活動もあれば政策立案的な活動というのが両方なされることが多いのですが、中野区の議会というのは、そういう国政間にある政党間の色々な政治的なものの影響を受けた、議会活動、議員の活動の中で政党間の争いやそういうものがあるというわけではないですか。

小堺区議会事務局次長

そういうものを調整する議会運営協議会という法定外の会議がございまして、会派間の意見調整が必要なところを、この会議体で諮って調整をし、区議会の運営全体のことを決めているところになります。

会 長

活性化という意味では、政党間の色々な議論があってもいいのですが、そちらの方で活性化しているように見えても、それは政治的に活性化していて、本来議論しなければならない政策的な議論がなされていないという議会も、全国にはよく散見されますが、中野区は比較的健全に政策議論をされているように思いますけれども、その点はどうか。

小堺区議会事務局次長

活発に政策議論がされております、皆さん会派でお考えはありますので、そういった

バックボーンを背負いながら、自由な形で議論をされているものと認識しております。

榊田委員

報酬以外の収入関連で伺いたいのですが、何か調査費とか議員報酬以外の収入があるのであればどのくらいなのか、教えていただければ。

小堺区議会事務局次長

政務活動費と言いまして、これは補助金という形で交付されるのですが、議員の職務が区民を代表して政策を形成するということがありますので、その政策形成に資するための調査研究活動とか、情報収集活動とか、広報・広聴活動とかそういったものに要する費用を、補助金という形で会派に対して1人月15万円を交付しております。年間だと1人180万円になります。

会 長

これは会派に人数分交付されて、会派で管理されるわけですか。

小堺区議会事務局次長

そのとおりです。

榊田委員

現実には全員もらっていらっしゃるということですか。

小堺区議会事務局次長

もらっていない方もいます。

会 長

会議などに参加されたときの費用はどうですか。

小堺区議会事務局次長

費用弁償と言いまして、日を単位として3,000円を支給するものがあります。

会 長

これは中野区のどこにお住まいであっても、会議にご出席いただくと3,000円ということ。

小堺区議会事務局次長

はい。

櫻井委員

政務活動費というのは、15万円まで請求できるということですか、それとも15万円まで請求されない方もいらっしゃるのですか。

小堺区議会事務局次長

後から清算するので、満額で交付した後に精算するという形になっています。

櫻井委員

返す人がいるということですかね。

小堺区議会事務局次長

お返しになる方がいらっしゃいます。執行率としては大体87%ぐらいです。

星野委員

定数について議論はされていますか。

小堺区議会事務局次長

議会運営改善検討会という会議では、22期、この前の期まで議員定数のことについて大分検討をされており、今回、23期への申し送り事項ということで、それを受けとめるかどうかということの議論があったのですが、議員定数については今のところ保留状態になっていまして、今期においては明確に議論をする対象にはなってございません。

石川委員

議員定数について、たしか議案として上程されて否決されたのではないですか。

小堺区議会事務局次長

そうですね。平成30年の第4回定例会において上程されたのですがけれども否決されています。議員定数を40人にしようというものでした。

石川委員

そうなのですね。5年、6年前から区議会事務局から検討事項でやっていますよという話を聞いていたので、もっと拮抗しているのかなと思っていたのですがけれども、今年度はもう継続審議にはなっていないのですか。

小堺区議会事務局次長

議会改善検討会の喫緊に対応を要する項目とはなっていません。

会 長

i P a dや色々なものを活用して、ペーパーレスが随分行き届いてきたとか。ペーパーレスで言えば議員への連絡は、今はどのように行っているのですか。

小堺区議会事務局次長

LINE WORKSというLINEのビジネスチャットツールがありまして、これを去年の12月から導入しまして、各委員会ごとにグループをつくって、一斉に送信できるという機能を使ってやりとりをしています。

会 長

23区の中では先進的だと思うのですがけれども、いかがですか。

小堺区議会事務局次長

その点については視察などで取材を受けるようなこともあります。

会 長

これは事務局の方のご努力だと思って私は高く評価しているのですがけれども、先生方はちゃんとついて理解してきていただいて。

小堺区議会事務局次長

12月でほぼ1年になりますけれども、皆さん使いこなされています。

袖澗委員

議決件数というのは、これ大体毎年このぐらいの件数を処理されるのでしょうか。

小堺区議会事務局次長

ここ数年このような数です。

会 長

特別委員会の数は、大体一緒なのですか。

小堺区議会事務局次長

予算特別委員会、決算特別委員会のほかに3つの特別委員会を設けておりまして、それについては同じです。

会 長

最近の区議会ではどんな論点が議会に挙がっているのですかね。今期の議会の特徴みたいなものがございませうでしょうか。

小堺区議会事務局次長

これはまさに特別委員会で、横断的に専門委員会を組織して何をテーマにするかということをやられている部分でございませうけれども、特段何か真新しいというのはないのですがけれども、力を入れているものとしては前回から引き続いてあります包括ケア体制などがあります。

会長

いかがでしょうか。無いようでしたらここまでとしたいと思います。

小堺区議会事務局次長

ありがとうございました。

(4) 配付資料の説明等について

会 長

では、続きまして配付資料の説明ということで、事務局からご説明をお願いします。

石濱総務課長

～特別区人事委員会勧告の概要について説明～

会 長

特別職の報酬については、この勧告の内容をスライドをして決めているわけではございませんけれども、その最上位の管理職にある特別職の方々の給与という意味合いで、一般職員の方の給与等の水準を、いつも確認をしているということですので、本年も参考資料として取り入れたいということでございます。

資料について何か質問ございますでしょうか。なければ、審議に入りたいと思います。

(5) 議員報酬及び区長等の給料の適否について（審議）

会 長

では、議員報酬及び区長等の給料の適否について審議に入るとのことですが、本日は区議会事務局次長、教育長、常勤監査委員から色々お聞きするというふうな主眼でございましたので、審議に入るにあたりまして、何かご意見やご感想、あるいは、次回実質的な審議になるかと思いますが、それに備えてのご要望等ありましたら、お伺いしたいと思います。

石川委員

確認と質問ですが、この審議会は、いわゆる特別給という部分は審議の対象ではないですが、答申に参考意見として付けたケースが結構出ていましたよね。

会 長

一昨年、昨年と付けております。

石川委員

それで、お伺いしたいのですけれども、この一般職の4.5カ月とあるではないですか。特別職はそれぞれ掛ける月数というのは決まっているのですよね。区長は何カ月分とか、いわゆる期末手当というのですか。どこかにありましたか。

石濱総務課長

赤いインデックスの④「中野区長等の給料等に関する条例」という資料がございます。これの第4条で中野区長等に対しては期末手当を支給することができるという規定があります。これに基づいて支給をしているということになります。月数につきましては第5条第2項で定めております。

会 長

そうすると年間の支給月数は例えば区長だと、3月に支給する場合は100分の25、それから6月に支給する場合は100分の167、12月に支給しているのが100分の171だから、これ全部足せば出てくるのですよね。

石濱総務課長

それを足しますと区長は3.63になります。副区長、教育長も同じです。常勤監査は3.33、議員は3.7ということになります。

石川委員

今年の人事委員会勧告は去年のことを考えて、ここに書いてある行政系人事給与制度の改正に伴う差額支給者というのを除外して、比較したということなのですかね。

石濱総務課長

人事委員会の委員長の談話というのがございまして、勧告をしたときに出した談話の中では、特例的な措置として最高号給で差額支給者、これについては除外して公民較差を算出したというふうに言っておりますので、恐らくそういうことだろうと思います。

稲尾委員

昨年、中野区の場合は人事委員会がマイナス2.46%を勧告したのに対して、据え置きという結果になったわけですが、他区はどうだったのかということをお聞きしたいです。

石濱総務課長

一般職員については、23区統一で労使交渉をいたしますので、23区全てにおいて据え置きという形になっています。特別職の報酬につきましても、一般職について人事委員会勧告に従わないで据え置いたという実績がございましたので、全ての区において改定をしておりません。

会 長

改定をしていない。

石濱総務課長

据え置きということでございます。

林委員

昨年の民間の月例、あまり上がっていないということなのですか、差が出てしまっているのは。比べて景気がどうなのかなという。

石濱総務課長

民間従業員の昨年の額が38万3,760円でした。今年については、公務員給与全体と比較する場合の額は38万3,855円ということなのですが、特例措置として差額をもらっている職員を比較の対象から外したことに伴って、民間の方の従業員の額の方も若干変わっておりまして、今年公民較差の比較の対象とした民間従業員の給料は38万3,189円ということになっております。これは昨年より下がっています。

会 長

あと民間のほかには中野区の景気評価とかはどうですか。区の財政としては健全に上向いてきていてということは、初回に確認して、大きな失政とか大きな債務を抱え込むというような状況があるわけではないですね。

石濱総務課長

各区個別で調査をするのは難しいということで、特別区全体で調査をしているところでございます。

会 長

東京都でやるのですか。

石濱総務課長

東京都は特別区の部分と市町村をあわせたものをやっています。特別区は特別区の部分だけということで、東京都と協力してやっているという形になっています。

会 長

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは本日の審議はここまでとさせていただきます。次回の日程につきまして事務局からお願いします。

石濱総務課長

次回、第3回の審議会は、11月14日木曜日午後7時からとなります。

会 長

何か、ほかにこの機会にお申し出いただくことはございますか。

ないようでしたら、本日はこれで終了させていただきます。